










里親になるには

里親になるには特別な資格は必要ありません。ですが、子どもが安全で安心できる家庭環境で暮らし、そして社会へ巣立っていくために、研修や面接などを受けてもらう必要があります。

-  **相談**
西宮子ども家庭センターに相談か連絡をしてください。制度について詳しくご説明します。
-  **研修・家庭訪問**
里親制度や子どもの権利擁護を学び、乳児院などで実習も行います。子ども家庭センターの職員等が家庭訪問を行います。
-  **登録**
県の審査を経て里親登録となります。
-  **子どもとの出会い**
子ども家庭センターから紹介があり、子どもとの面会・外出・外泊等の交流を経て、正式に里親委託されます。
-  **里親委託**

里親Q&A

-  **里親に年齢制限はありますか？**
養育里親については、具体的な年齢制限は設けていませんが、子どもの委託見込み期間と里親の年齢を踏まえて、子どもの委託が検討されます。
-  **共働きでも大丈夫？**
子どもの養育に支障のない範囲での共働きは問題ありません。必要に応じて保育所や放課後児童クラブなども利用することができます。
-  **実子がいても里親になれる？**
なれます。実の子どもに里親になることを伝え、理解を得たうえで、新しい家族を迎えるのが理想です。実の子ども年齢や性別を考慮して、委託する子どもを決めることもあります。
-  **特別な資格が必要ですか？**
研修を受け、子どもに適した住環境があるなどの要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。里親に求められるのは子どもへの豊かな愛情です。

里親になりたい人のための相談会



芦屋市で子どもを家庭に迎え入れて育てたい人はどなたでも、ご参加ください。

- 日時 2月22日(火) 午前10時～午後4時
【説明会】午前10時～11時10分/午後1時30分～2時40分
【個別相談〈予約可〉】午前11時10分～午後0時30分/午後2時40分～4時
- 会場 芦屋市役所東館3階会議室3
- 申し込み&問い合わせ 芦屋市子ども家庭相談支援室 ☎31-0643/FAX31-0647/✉kosodate@city.ashiya.lg.jp

説明会では、施設で暮らす子どもたちの話や里親の体験談&インタビューもあります

里親に関する問い合わせ【西宮子ども家庭センター】
☎0798-71-4670/FAX0798-74-2538
里親に関する情報は右記2次元コードへ



社会的養育の中心的存在の「里親」

原田旬哉氏(園田学園女子大学人間教育学部准教授)

さまざまな理由で家族と一緒に暮らすことができない子どもたちの受け皿として社会的養育があり、今まで主に児童養護施設が担ってきました。児童養護施設はかつて「孤児院」として、戦後は「戦争孤児」や「浮浪児」を受け入れてきました。その後、日本社会の変化とともに家族の状況も変化し、児童虐待等の不適切な養育環境下にある子どもたちが暮らす施設となっています。しかし、現代は多様化の時代となり、社会的養育を施設だけが受け皿となっているのは不十分な状況です。今、家庭に代わる代替養育の環境は「恒久的な家庭を実現する」ということで、里親や特別養子縁組といった制度を主流にしようとの流れがあります。



実際に、私が19年間児童養護施設職員を経験する中で「家族と暮らすことが将来的に期待できない子どもは施設ではなく、里親や特別養子縁組のほうがいいのではないか」と感じることは多々ありました。これからの社会的養育のあり方として、子どもや家族のニーズに合致した環境を用意することが必要になっています。その基本的な考えとしては「家庭に近い環境」であり、その中心的役割を担うのは里親です。施設は新たな機能として再編し、体系的な社会的養育システムを形成することが必要です。

里親家庭で大切にしていきたいことは、衣・食・住といった「あたりまえ」の暮らしを里子(里親委託された子ども)と一緒に、笑顔の絶えない中で成長できる環境を創っていただくことだと思います。

里親制度を推進していくには、市民のみなさまに社会的養育に関心を持っていただき、一人でも多くの方に里親になっていただくことができれば、その数だけ子どもの笑顔が増えることとなります。社会的養育を必要とする子どもたちが安心して暮らせるような居場所を地域の中に創っていただければ幸いです。